

参議院地方行政委員会會議録第二十七号

昭和四十年五月十三日(木曜日)
午前十一時十二分開会

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

委員の異動

五月十一日

市川 房枝君

補欠選任
山高しげり君

五月十二日

北畠 教真君

補欠選任
大野木秀次郎君

五月十三日

加瀬 完君

補欠選任
大倉 精一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

天坊 裕彦君

竹中 恒夫君

林 虎雄君

井川 伊平君

小林 武治君

沢田 一精君

高野 一夫君

中野 文門君

鈴木 壽君

松本 賢一君

衆議院議員
修正案提出者
奥野 誠亮君

國務大臣

自治大臣

國務大臣

政府委員

自治省行政局長

自治省財政局長

吉武 恵市君

高橋 衛君

佐久間 強君

柴田 護君

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由説明は聴取いたしておりますが、去る五月十一日、衆議院において修正議決され、本院に送付されてまいりましたので、まずその修正点についての説明を聴取した後、補足説明を願うことといたします。修正部分について説明をお願いいたします。衆議院議員奥野誠亮君。

○衆議院議員(奥野誠亮君) ただいま議題となっております地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨及びその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、現在、地方公共団体の議会の議員に対する退職給付としては、地方公務員等共済組合法に基づく地方議会議員共済会による給付が行なわれておりますが、これは、多年にわたり地方公共団体において議会活動に従事した議員に対し、老後の生活を保障し、あるいはその遺族の生活の安定をはかるという互助年金制度の趣旨を受け継いで、公務傷病年金の場合を除き、議員としての在職期間十二年以上を要件とする年金給付であります。

しかしながら、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するという見地からすれば、このような共済会の給付はまだまだ不十分であります。たとえば、現在、給付の原資は、議員の互助の精神に基づき、報酬から拠出する掛け金にこれを仰いでいるのでありますが、退職年金の実績を顧みますと、地方議会議員の約六割が在職十二年未満で退職するため、この制度の恩恵に浴さず、掛け金がいわゆる掛け捨てとなっているのが現状であります。また、同じく本共済組合法の適用下にある地方公共団体の長等については、年金受給資格に達しない者に対する一時金支給の制度が設けられていて、これと対比すると、退職給付制度上の均衡を失っていると言わざるを得ません。都道府県、市及び町村の各議長会から、掛け金率の引き上げを前提とする一時金支給制度の創設に対する強い要望が再々なされているのも無理からぬことと存するのであります。

以上の理由によつて、この際、地方議会の議員について退職一時金等の支給を行なうこととするよう、修正を加えた次第であります。

次に、修正のおもな内容を御説明いたします。

まず第一は、退職一時金等の支給に關してであります。

議員が在職三年以上十二年未満で退職し、または死亡した場合、共済会は、退職一時金または遺族一時金を支給するものとし、その額は在職期間の区分に応じて在職期間にかかる掛け金総額の七割ないし九割とするものと定めました。

第二は、退職一時金の支給を受けた再就職者の退職年金等に関する調整についてであります。

すなわち、退職一時金の支給を受けた後、再び地方議会の議員となつて退職年金を受けることとなつた場合の年金額は、一時金の基礎となつた在職年数に応じて一定の金額を控除することとするほか、同様の場合の公務傷病年金または遺族年金についても所要の調整を加えることといたしました。

第三は、掛け金についてであります。

退職一時金または遺族一時金の給付に要する費用をまかなうため所要額を保険数理に基づいて算定し、これに見合ふものとして掛け金の率を標準報酬月額額の現行百分の五から百分の七に引き上げることとしております。

なお、この掛け金率の引き上げは、一時金の給付に要する費用に充てるためになされるものであり、将来このため地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、掛け金率等につき、必要に応じて検討がなされるべき旨を附則において定めております。

第四は、在職期間として引き続く場合についてであります。

議員が任期満了または解散による選挙あるいは市町村の廃置分合等に伴う選挙によつて再び議員となつた場合等には、前後の在職期間は引き続いたものとみなし、当該退職にかかる給付は支給しないこととしております。

第五は、経過措置等についてであります。

以上の措置は昭和四十年六月一日から施行するものとす。昭和二十二年四月末以降施行日の前日までの在職期間は、一時金の支給資格の基礎となる在職期間に算入すること、施行日前の在職期間にかかる掛け金の額は、一時金支給額の算定の基礎に算入しないこと等を定めております。

以上が修正の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、本案の補足説明を願います。佐久間行政局長。

○政府委員(佐久間強君) お手元にお配りいたし

ております。「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案要綱」をあらためていただきながら、この法案の内容につきまして補足説明を申し上げたいと存じます。

第一は、恩給法の改正に伴う措置でございます。御承知のとおり、恩給制度につきましては、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額を現行の二万円ベースから二割アップすることにより恩給年額を増額するために、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしまして御審議をいただいておりますが、これに伴い、地方公務員退職年金制度につきましても所要の措置を講ずる必要があるものでございます。

その(一)は、市町村職員共済組合が支給する旧恩給組合法の規定による退職料等の年額の改正についてでございますが、その年額を恩給の年額改定に準ずるよう改定することといたしております。これは旧恩給組合法は、新共済制度の施行と同時に失効しておりますため、この条例に基づく退職料等の増額について法律上の措置を講ずることといたしたわけでございます。なお、旧恩給組合法以外に都道府県及び市の退職年金条例に基づき退職料等につきましては、従来どおり条例準則を示す等の行政指導によりまして増額改定の措置を講ずるよういたしたいと存じております。

その(二)は、市町村職員共済組合が支給する旧市町村共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定についてであります。その年額を国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額改定に準ずるよう改定することといたしております。これは、健康保険組合の職員期間の取り扱いについてであります。地方公務員等共済組合法の施行時または施行後に解散した健康保険組合の職員であつた期間で、解散の日まで引き続いてゐる者にあつた期間と同様に旧共済組合の組合職員でゐた期間と同様に組合期間に通算することとするのと、健康保険組合の職員から地方公務員となつた者の当該健康保険組合の職員としての在職期間のうち、地方公共団体の条例により旧長

その(三)は、旧軍人の加算年の取り扱いについてであります。終戦後外地において抑留されておつた旧軍人の在職年を恩給法上計算する場合におきましては、その抑留期間一カ月の加算年が認められることになつたのであります。この加算年も恩給法上の文官の在職年には算入されておりましたので、他の旧軍人の加算年と同様に、組合員期間には算入しないことといたしております。

その(四)は、地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の額の改定に要する費用につきましても国家公務員共済組合の取り扱いに準じ、恩給公務員期間及び旧国家公務員共済組合法の組合員期間に対応する部分については全額国または地方公共団体が負担するものと、国家公務員共済組合法の施行日以後の組合員期間に対応する部分につきましては、労使並びに国または地方公共団体の三者が負担することといたしております。

第二は、その他の事項についての処置であります。その(一)は、職員団体の事務に専従する組合員の長期給付に要する費用のうち、いわゆる公的負担分に相当する百分の十五の額は、国家公務員共済組合法の改正にない限り、地方公共団体が負担するよう改定いたしております。

その(二)は、旧町村職員恩給組合資産管理組合が解散した場合におきまして、その権利義務は当該旧町村職員恩給組合資産管理組合を組織してゐた市町村にかかるとする市町村職員共済組合が承継することといたしております。

その(三)は、健康保険組合の職員期間の取り扱いについてであります。地方公務員等共済組合法の施行時または施行後に解散した健康保険組合の職員であつた期間で、解散の日まで引き続いてゐる者にあつた期間と同様に旧共済組合の組合職員でゐた期間と同様に組合期間に通算することとするのと、健康保険組合の職員から地方公務員となつた者の当該健康保険組合の職員としての在職期間のうち、地方公共団体の条例により旧長

期組合員に準ずる取り扱いを受けておりました期間につきまして、前述の解散健康保険組合の職員であつた期間と同様に組合期間に通算することといたしております。

その他、若干規定の整備を行なうことといたしております。

以上申し上げました改正措置のうち、恩給法の改正に伴うものにつきましては、昭和四十年十月一日から、その他の事項に関するものにつきましては公布の日から実施することといたしております。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての本日の審査はこの程度にいたします。

○委員長(天坊裕彦君) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。――ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(天坊裕彦君) 速記を始めて。

一時まで休憩をいたします。

午後十一時二十七分休憩

午後一時十分開会

○委員長(天坊裕彦君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日付、加瀬完君が辞任され、大倉精一君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題として質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

――別に御発言もないようでございます。本案についての質疑を終了したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹中恒夫君 私は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対して賛成し、あわせて各派共同による附帯決議案を提案いたします。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

新産業都市建設及び工特地域整備の事業は、既成大都市における産業、人口の過度の集中を防ぎ、地域格差の是正をはかり、国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とし、本来国家的事業といえるものであり、国も財政責任を有すると考へます。その意味で、この法律案によつて関係地方公共団体が財政援助を受けることになるのはきつめて妥当な措置といへます。

しかしながら、現在、新産十三地区及び工特六地域について、総事業費六兆三千億圓に達する基本計画がそれぞれ承認されておりますが、これによつては必ずしも十分な成果を期し得ない面もあり、その再検討が望まれるのであります。また、基本計画は、全計画期間を通ずる目標が示されたものであつて、年度別、事業別の事業計画がまだ明らかになつていないため、地域ごとの地方負担の内容が必ずしも明確でなく、事業の具体的施行等についての見通しが立てにくい状況にあります。今回の措置によつて地方負担は相当緩和されるのであります。その負担額は膨大であり、なお負担の過重に苦しむ地方団体も考えられ、さらに、工業用水、上水道等については、一定期間にわたり相当の先行投資が必要であり、また、県営港湾事業等に対する市町村の負担金かなりの額に達する場合も予想されるのであります。今後、財政援助措置が一層充実強化される必要があり、また、新産業建設事業債のほか、事業実施に必要な地方債についても、ワクの拡大、償還年限の延長、利率の引き下げ等について特段の措置が望まれるのであります。

以上の理由によりまして、ここに附帯決議案を提案した次第であります。

○委員長(天坊裕彦君) ほかに御意見もないよう
でありますので、討論は終局したものと認め、こ
れより採決を行います。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のた
めの国の財政上の特別措置に関する法律案全部を
問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(天坊裕彦君) 多数と認めます。よって
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、討論中に述べられました各派共同提出に
よる附帯決議案の問題に供します。本決議案に賛
成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(天坊裕彦君) 全会一致であります。
よって本附帯決議案は、全会一致をもって本法律
案についての本委員会の決議とすることに決定い
たしました。

それでは、ただいまの附帯決議について自治大
臣の所信をお聞かせ願います。

○國務大臣(吉武憲市君) ただいま御決定になり
ました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重
して検討していきたいと存じます。

○委員長(天坊裕彦君) なお、本案の審査報告書
につきましては、先例により、委員長に御一任願
います。

本日はこの程度にいたしたいと存じます。次回
は五月十八日火曜日午前十時開会の予定ござい
ます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十四分散会

〔参照〕

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備
のための国の財政上の特別措置に関する法
律案に対する附帯決議

新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備
に關しては、この事業が本来国の重要施策の一環
として行なわれるべきものであることにかんが

み、国において特段の施策を要するものであるの
で、政府は左の諸点について適切な措置を講じ、
もつて所期の目的を達成し得るよう努力すべきで
ある。

一、建設、整備は必ずしも充分な成果を期し得な
い面もあり、経済情勢の変化に即応して今後基
本計画を再検討するとともに、年度別事業計画
を策定し、事業の計画的執行を確保すること。

二、建設、整備のための膨大な地元負担について
は事業の実施状況とにらみ合せて特別措置の対
象事業範囲の拡大、国の負担割合の引き上げ、
道県に対する特別措置の内容等につき、引続き
検討し、実情に即して改正に努めることはもと
より、港湾事業等県営の公共事業に対する市町
村の負担金、工業用水道事業及び上水道事業
を、特別措置の対象とすること。

三、地方債については、枠の拡大、償還年限の延
長及び利率の引き下げ等の措置を考慮するこ
と。
右決議する。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月九日)

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正す
る法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年
法律第五十二号)の一部を次のように改正す
る。

第百十三条第四項中「から第四号まで」を「及
び第四号」に改め、「職員団体の負担金」の下
に「同項第二号中「地方公共団体の負担金百
分の五十七・五」とあるのは、「地方公共団体の負
担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十
二・五」を加える。

第百四十二条第二項の表中

第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条 の職員団体(教育公務員 特例法(昭和二十四年法 律第一号)第二十五条の 六の職員団体を含む。)又 は地方公務員等労働関係 法(昭和二十七年法律第 二百八十九号)第五条(同 法附則第四項において準 用する場合を含む。)の労 働組合(以下「職員団体」 と総称する。)の事務にも つばら従事する職員であ る組合員	
地方公務員法第五十二条 の職員団体(教育公務員 特例法(昭和二十四年法 律第一号)第二十五条の 六の職員団体を含む。)又 は地方公務員等労働関係 法(昭和二十七年法律第 二百八十九号)第五条(同 法附則第四項において準 用する場合を含む。)の労 働組合(以下「職員団体」 と総称する。)の事務にも つばら従事する職員であ る組合員	専従職員(国家公務員法 第九十八条の職員団体 (以下「職員団体」とい う。)の事務にもつばら従 事する職員である組合員 をいう。)である組合員 に改める。

第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条の職員団体 (教育公務員特例法(昭和二十四年法 律第一号)第二十五条の六の職員団 体を含む。)又は地方公務員等労働関 係法(昭和二十七年法律第二百八十 九号)第五条(同法附則第四項におい て準用する場合を含む。)の労働組合 (以下「職員団体」と総称する。)の事 務にもつばら従事する職員である組 合員	
職員団体の負担金及び地方公共団体 の負担金	職員団体の負担金及び国 の負担金百分の十五

第百五十二条第一項第六号中「年金」を削る。

第百五十八条を次のように改める。

(給付の種類)

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、
公務員年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」
と称する。)

第百五十九条第一項及び第二項中「共済年金」を「共済給付金」
に改め、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎とな
るべき在職期間の計算をするに当たっては、前に退職一時金

の基礎となつた在職期間は、算入しない。
第百五十九条の次に次の一条を加える。

(退職の取扱いに関する特例)

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する
場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続
いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しな
い。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期
満了により退職し、当該任期満了による選挙の期日の告示
がなされた後当該任期の満了すべき日に退職した場合を

の額とする。

第五十七條第二項中「第六項を」第七項に改め、「第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四項中「普通恩給の額」の下に「(恩給の年額が改定された場合においては、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額)」を加え、同条第七項及び第八項中「十一万円を」十五万円に、「五十五万円を」七十五万円に改める。

第九十三條第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額は、第五條第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給につき、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

第九十五條第二項及び第三項中「十一万円を」十五万円に、「五十五万円を」七十五万円に改める。

第十章の章名中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改める。

第百三十條の見出し中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改め、同条第一項中「この条を」この章に改め、同条第二項中「は、同日において」を「の団体の職員として施行日まで引き続いて」の期間は、「に」改め、同項後段を削る。

第十章中第百三十條の次に次の二条を加える。

第百三十條の二 新法附則第二十九條第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなかつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下「解散健康保険組合の職員」と

いう。)であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときは、新法及びこの法律(第十條を除く。)の規定の適用については、当該組合役職員である組合員となつた者(第百四十三條第一項第五号に規定する団体

一 第百四十三條の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員であつた期間	第六十四條第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間
二 第百四十三條の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員でなかつた期間	第六十四條第一項に規定する控除期間
三 第百四十三條の二第一項第三号の期間	第七條第一項第三号の期間
四 昭和三十九年十月一日以後の団体共済組合員期間(新法第百九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。	施行日以後の組合員期間

2 前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後における新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員期間に該当しないものとみなす。

第百三十條の三 職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いていゝものに引き続く健康保険組合(職員を被保険者とする健康保険組合に限る。以下この条において同じ。)の職員であつた期間を有する更新組合員又は施行日の前日に健康保険組合の職員であつた者で施行日に職員となつたものに対する新法及びこの法律の規定の適用については、これらの者の当該職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いていゝものに引き続く健康保険組合の職員であつた期間又は当該職員となつた日に引き続く健康保険組合の職員であつた期間のうち、共済条例の旧長期組合員期間と同様の取扱ひをされていた期間は、職員であつたものとみなし、当該期間は、第七條第一項

共済更新組合員に限る。)は、第六十四條第一項に規定する更新組合員とみなし、当該組合役職員である組合員となつた者の次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に該当するものとする。

第六十四條第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間	第六十四條第一項に規定する控除期間
第七條第一項第三号の期間	施行日以後の組合員期間

第三号の期間に該当するものとする。

第百三十八條の見出し中「交付金」を「交付金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新法第百七十四條第一項に規定する団体共済組合は、新法第百九十二條の規定による積立金のうち、第百三十條の二第一項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換するものとする。

第百四十一條第一項及び第三項並びに第百四十二條見出しを含む中「共済金を」年金である共済給付金に改める。

別表第二中「二五、〇〇〇円」を「二九、二〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。第二号中「地方公務員等共済組合法」の

長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第百三十條及び第百三十八條の改正規定並びに同法第百三十條の次に二条を加える改正規定並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

一 第一条中地方公務員等共済組合法第百三十三條、第百四十二條及び附則第十一條の改正規定
二 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第百三十條及び第百三十八條の改正規定並びに同法第百三十條の次に二条を加える改正規定次条第一項の規定

この法律の公布の日
二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二條、第百五十八條、第百五十九條、第百六十條、第百六十一條、第百六十二條、第百六十六條から第百六十九條まで及び附則第四十條の改正規定並びに同法第百五十九條の次に二条を加える改正規定、同法第百六十一條の次に二条を加える改正規定及び同法第百六十三條の次に二条を加える改正規定
第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一條、第百四十一條及び第百四十二條の改正規定

附則第七條の規定
(公務による遺族年金又は公務による廃疾年金の額に関する経過措置)
第六條 改正後の施行法第四十一條又は別表第二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による遺族年金又は公務による廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(地方議會議員の年金制度の改正に伴う経過措置等)
第七條 改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十年五月三十一日までの間における地方議會議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議會議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

改正後の法第百六十六條第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 昭和四十年五月三十一日以前における地方議會議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第百六十一條の二第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛金は、同項の掛金の総額に算入しない。
4 昭和四十年五月三十一日以前における地方議會議員としての

在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十一條第四項の規定を適用する場合には、同日以前における地方議会議員としての在職期間は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十二條第二項の規定を適用する場合には、また同様とする。

5 この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第六十七條の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、当該掛金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局